

事務連絡
平成29年 3月 6日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

平成28年熊本地震に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の
請求及び支払等について

平成28年熊本地震に伴い、「平成28年熊本地震に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求及び支払等について」（平成28年10月31日付事務連絡）により、国保連における点検結果については、平成29年2月サービス提供分（3月請求分）までエラーコードの一部を暫定的に「エラー」から「警告」へ変更を示してきたところである。

今般、平成29年9月サービス提供分（10月請求分）の事務点検期間まで下記のとおり延長するので、ご了知のうえ、貴管内市町村に周知願いたい。

記

○「エラー」から「警告」に変更する取扱を継続するエラーコード

下表の対応については、平成29年9月（10月請求分）サービス提供分までとするので
ご了知願いたい。

エラーコード	エラー内容
EN21	資格:利用者負担額②の計算値が不正です
EN24	資格:利用者負担額②の計算値が不正です (多子軽減後の額)
EN25	資格:利用者負担額②の計算値が不正です (都道府県等が定める額)

※1 当該措置は熊本県に限定したものであり、同県以外の都道府県及び市町村においては、点検結果への影響は発生しない。

※2 当該措置により、上記エラーコードに該当するものは熊本県内全市町村で国保連の点検結果がエラーから警告に変更することとなる。なお、通常の審査業務が可能な市町村においては、上記エラーコードについて審査を行い支払いの可否を判断する必要がある。